

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最低 限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
愛知県病院協会	年会費	280,000	90,000	5/1、6/29 ※複数施設から支出	愛知県の病院医療向上・県民福祉の増進を行うに当たり、 病院相互の医療連携に必要であるため。	特社	都道府県所管
医療研修推進財団	臨床研修協議会年会費	175,000	25,000	4/23、27、5/8、22、28、30、 6/29 ※複数施設から支出	臨床研修に関する研究会に出席することで、良質な医療を 提供するために効果的な臨床研修の情報を収集すること が可能となるため。	公財	国所管
	診療放射線技師新人研修会受講料	10,000	—	6/15	—		
岡山市医師会	年会費	290,000	290,000	5/15	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医 療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
国際医学情報センター	賛助会費	120,000	120,000	4/1	医薬品の副作用・安全性情報の情報収集を行うに当たり、 会員へ提供される文献検索や医学情報誌が必要であるた め。	特財	国所管
山口県医師会	山口県医師臨床研修センター運営 経費	200,000	—	6/26	—	特社	都道府県所管
山口県病院協会	賛助会費	220,000	220,000	4/12	山口県内で実施する会議や研修会に参加するのに必要で あるため。	特社	都道府県所管
産業医学振興財団	定期購読料	366,040	—	4/1、2、5、25、26、27、5/16 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
	講習会参加料	10,000	—	4/10	—		
市原市医師会	年会費	150,000	150,000	5/15	地域医療支援病院の施設基準を取得するためにも、地域 医療機関との連携を促進する必要があるため。	特社	都道府県所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最低 限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
秋田県病院協会	年会費	125,000	125,000	4/24	診療に当たり、当該法人が開催する学会、委員会、調査活動等が有用であるため。また会員へ提供される情報が必要であるため。	特社	都道府県所管
神奈川県歯科医師会	年会費	130,000	130,000	4/24	加入することにより医師会主催の研修会及び点数改正説明会等に参加できるため。	特社	都道府県所管
青森医学振興会	年会費	100,000	100,000	6/29	青森県の医学教育・研究の発展に協力するとともに、県内の医療連携に役立つため。	公社	都道府県所管
静岡県病院協会	賛助会費	115,000	115,000	6/28	診療に当たり、当該法人が開催する学会、委員会、調査活動等が有用であるため。また会員へ提供される情報が必要であるため。	公社	都道府県所管
川崎市医師会	年会費	313,800	313,800	6/13	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
全国自治体病院協議会	医師看護師募集に係る経費	105,000	—	5/31	—	特社	国所管
全国労働衛生団体連合会	総合精度管理調査参加費	96,000	—	5/14、6/7 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
	特定健診等の集合登録に係る経費負担	31,500	—	6/7	—		
全日本病院協会	年会費	96,000	96,000	5/24	病院運営に当たり、会員へ提供される医療の質向上等を目的とした情報及び各種運営支援が必要であるため。	特社	国所管
	日帰り人間ドック年会費	30,000	30,000	6/28	会員へ提供される日帰り・1泊等各人間ドック事業に係る情報が必要であるため。		
	日帰り人間ドック実施指定施設指定料	100,000	—	4/5	—		

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最低 限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
鳥取県労働基準協会	講習受講料	30,030	—	4/10	—	特社	国所管
	鳥取県産業安全衛生大会協力費	90,000	—	6/25	—		
日本医療機能評価機構	認定病院患者安全推進協議会年会費	1,440,000	60,000	4/13、24、25、27、5/1、2、 8、10、25、30、31、6/6、11、 12、25 ※複数施設から支出	患者安全の推進を目的として、医療安全に関する様々な情報を共有でき、また、セミナーに参加することが可能となるため。	公財	国所管
	賛助会費	300,000	300,000	4/10	診療業務を実施するに当たり、会員へ提供される医療安全情報が必要であるため。		
	第1回領域別病院機能改善支援セミナー参加費	10,000	—	5/7	—		
	病院機能評価申込金	1,575,000	—	5/28	—		
日本産科婦人科学会	日本産科婦人科学会参加費	108,000	—	5/25	—	公社	国所管
	遺伝カウンセラー養成セミナー受講料	10,000	—	6/13	—		
日本消防設備安全センター	自衛消防業務新規講習会参加料	144,000	—	4/4、6/29 ※複数施設から支出	—	特財	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最低 限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本人間ドック学会	賛助会費	150,000	30,000	4/19、5/2、25、31、6/15 ※複数施設から支出	質の改善活動を促進し、受診者が安心して健診を受けることができるようにするにあたり、日本人間ドック学会が行う施設認定を更新するために必要であるため。	公社	国所管
	人間ドック実施指定年会費	50,000	50,000	5/25	学会参加、学術誌を通して人間ドックに関する研究等の情報を得ることができるため。		
	二日ドック会年会費	60,000	30,000	4/19、5/31 ※複数施設から支出	二日ドック指定契約継続のため。		
日本中毒情報センター	年会費	2,000	2,000	4/5	調剤業務を実施するに当たり、会員へ提供される毒性・症状・治療等に関する情報が必要であるため。	公財	国所管
	賛助会費	200,000	100,000	4/2、10 ※複数施設から支出	中毒情報及び中毒症例等のデータベースの閲覧が可能となり、中毒110番受信報告(年統計)の情報を収集するなど、質の高い医療の提供を実施するために必要であるため。		
	中毒情報利用料	2,000	—	6/29	—		
日本透析医学会	年会費	470,000	10,000	4/6、23、24、25、26、27、 5/9、10、11、25、31 ※複数施設から支出	当会は人工透析療法の調査研究及び医療従事者への教育及び研修を行っており、人工透析療法の向上を図り、質の高い医療の提供を実施するために必要であるため。	特社	国所管
福岡県病院協会	年会費	100,000	50,000	4/20 ※複数施設から支出	病院での業務を実施するに当たり、会員へ提供される情報が必要のため。	特社	都道府県所管
和歌山県病院協会	年会費	470,000	470,000	5/30	診療に有用な情報を収集するため。	公社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団、財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。